

地域共生社会の実現について

厚生労働省 社会・援護局

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		（座長）宮本 太郎	中央大学法学部教授

④開催状況・今後のスケジュール

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、3月27日：第9回、5月20日：第10回（中間取りまとめ（案））、5月28日：中間とりまとめ公表
（以降、関係審議会にて議論）

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包括的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改革³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

参考資料

厚生労働省 社会・援護局

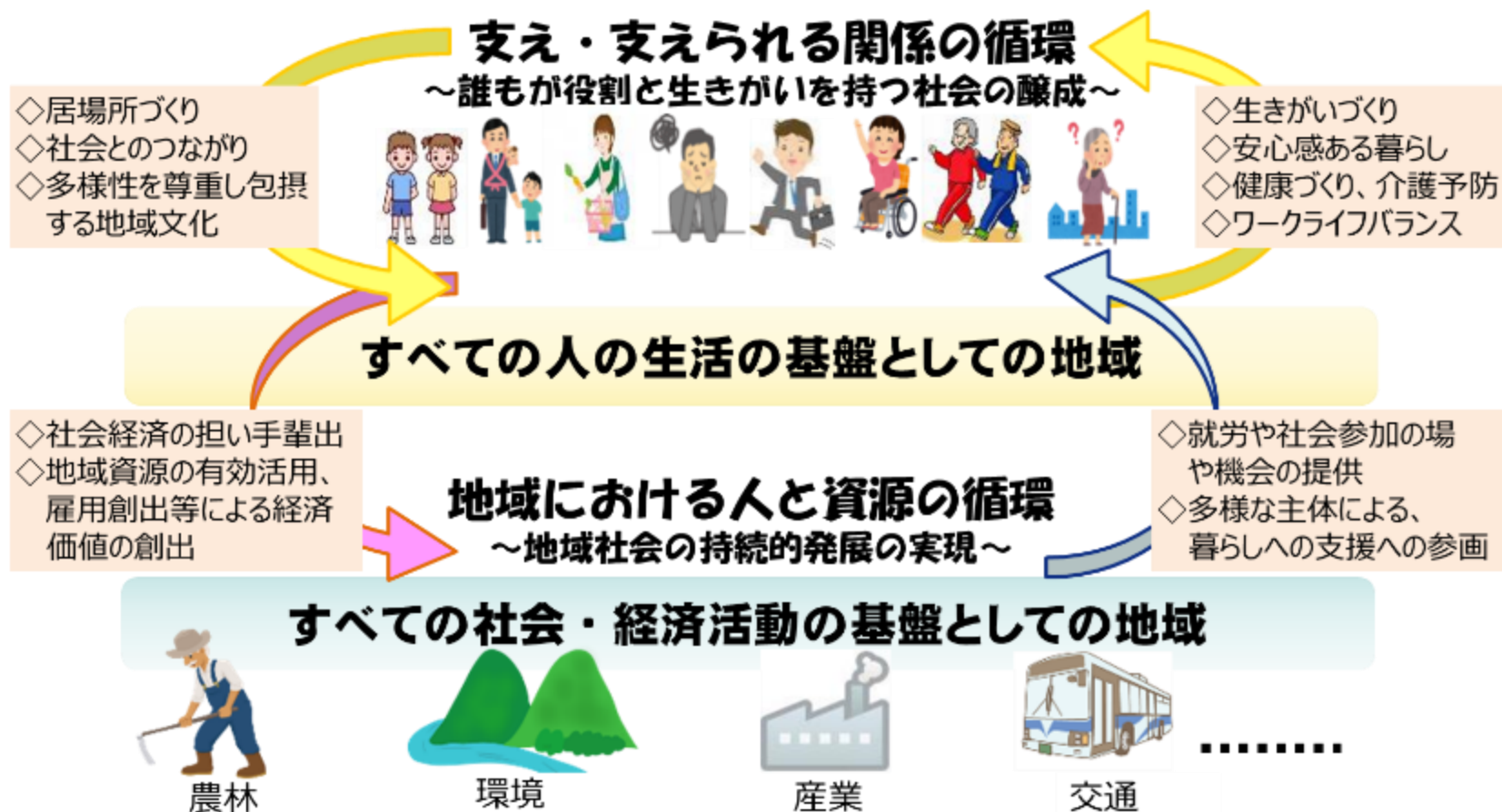
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けて

現状	○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

【全ての市町村に対する努力義務】

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ① 地域住民同士が支え合う機能
- ② 支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③ 地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【包括的な支援体制整備のための1つの手段として規定。市町村の任意で実施可能】

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

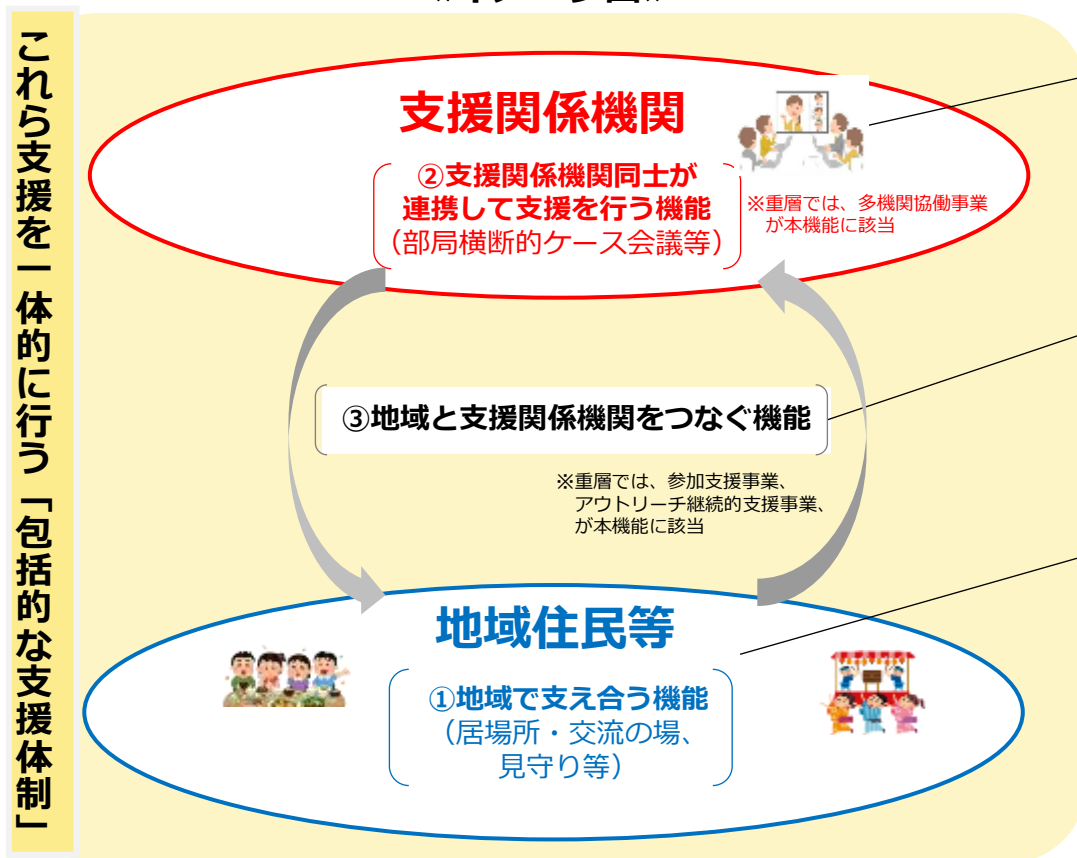
(任意事業：全国473箇所(R7予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の实情に応じた次に掲げる施策（１～３号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

重層的支援体制整備事業を構成する事業（社会福祉法第106条の4第2項）

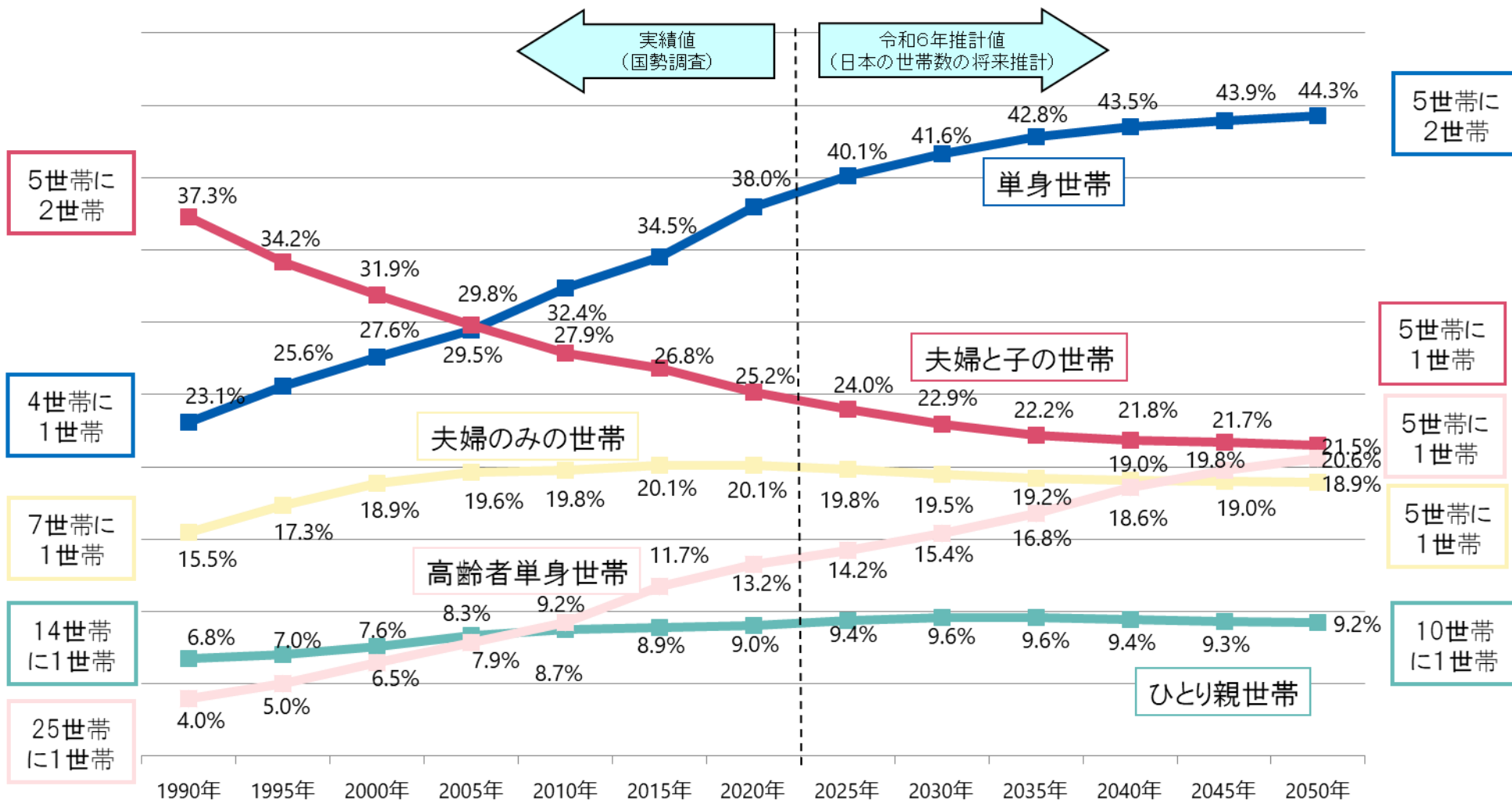
重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

世帯構成の推移と見通し

単身世帯、高齢者単身世帯（※1）ともに、今後とも増加が予想されている



（出典）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6年推計）」

（※1）世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

（※2）全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%（2020年）から45.1%（2050年）へと上昇。

（※3）子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

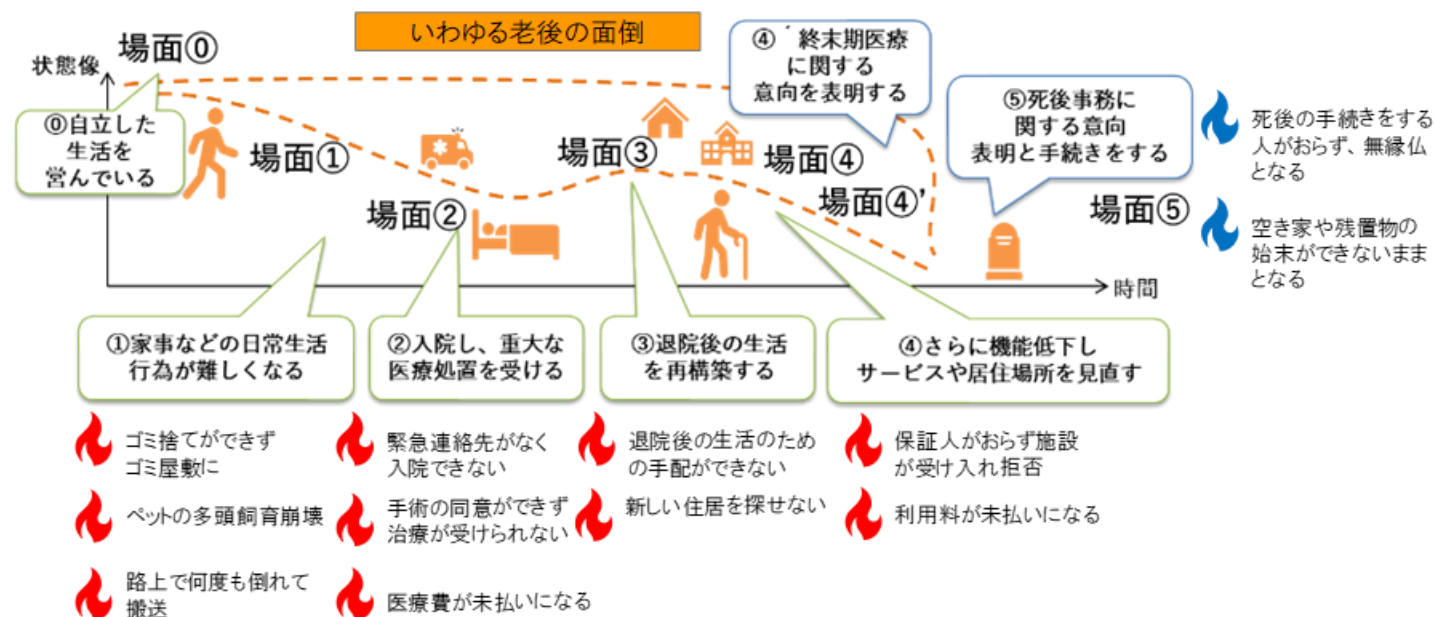
身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題等の実例

第27回社会保障審議会福祉部会（令和7年4月24日）資料2より

○高齢期の問題解決の場面の例



○問題が解決しなかった場合に起こることの例



身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備を行う**とともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

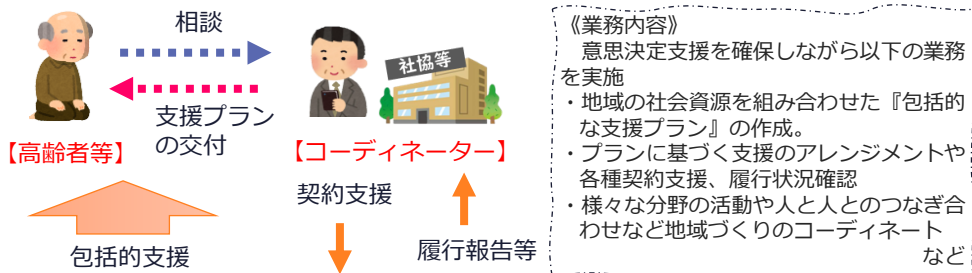
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

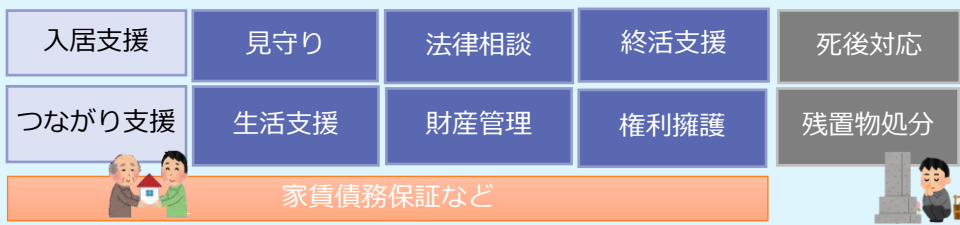
【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど**地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント**や**各種支援・契約の履行状況の確認**を行う**コーディネーター**を配置した相談・調整窓口を整備。

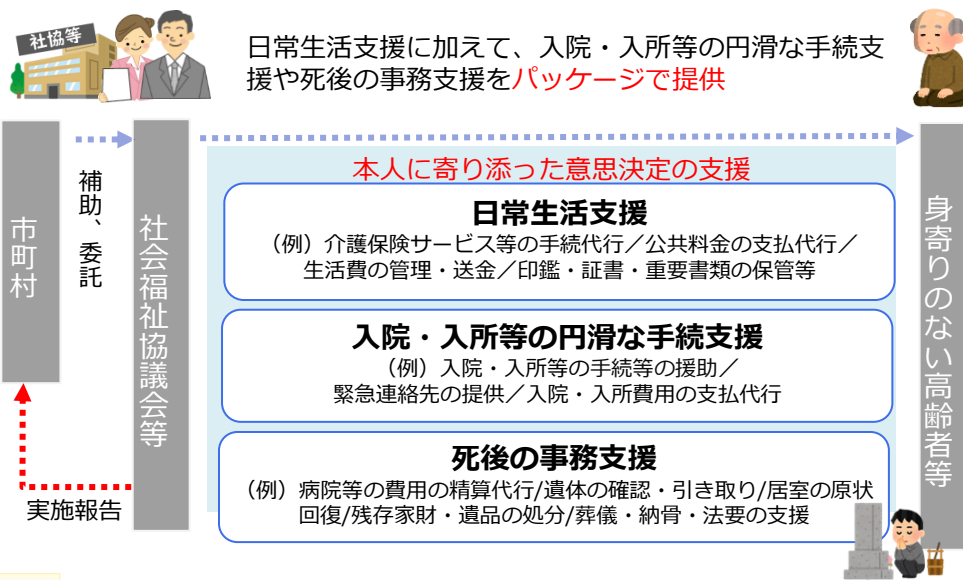


－ 単身高齢者等包括支援プラットフォーム －



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、**意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供**する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

事業のイメージ

- 身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を主な対象として、第二種社会福祉事業の「福祉サービス利用援助事業」の内容を見直し、以下の㊦～㊩を主な内容とする事業を実施する。

㊦日常生活の支援（日常的な金銭管理に関する支援（書類預かりを含む）、福祉サービス等の利用等に関する支援（手続支援、苦情解決制度の利用を含む）、（左記に付随した）定期的な訪問による生活変化の察知 等）

㊧入院・入所等の円滑な手続支援（緊急連絡先の指定、入退院時の付き添い、入退院時の支払代行手続 等）

㊩死後事務の支援（葬儀、納骨、家財処分の手続支援（履行確認含む）、官公庁等での手続 等）

- 原則として資力に応じた利用料とし、資力が十分でない者は、無料・低額で事業を利用できるようにする。
- 利用に当たっては、本人（又は代理人）と契約を締結する。契約に当たっては、本人が締結しようとする契約の内容と結果を認識し判断する能力を有していることが必要とする。【現行の福祉サービス利用援助事業と同様の考え方】
- 利用者本人への意思決定支援を確保する必要がある。
- 信頼性を高め、利用者にとって安心して利用できるようにするため、事業の実施主体において、外部の第三者による運営監視を確保する。

※ 担い手拡充のため、事業の実施主体に制約を設けないが、地域で少なくとも1事業者が実施する方策を検討する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄)

(総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり)

第27回社会保障審議会
福祉部会（令和7年4
月24日）資料2より

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1) の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- ・ 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- ・ その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。
- ・ 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。
- ・ 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

① 地域連携ネットワークの必要性和趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

② 地域連携ネットワークのしくみ

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は1（1）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

<参考：権利擁護支援チーム>

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、**判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。**
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、**本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。**
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、**本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。**
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も**適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。**

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 **第二期成年後見制度利用促進基本計画**が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、**成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要**【令和6年2月に法制審議会に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7 抄）
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ	現状及び課題	検討
法定後見制度における開始、終了等に関するルール の在り方	利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない 。	一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討
法定後見制度における取消権、代理権に関するルール の在り方	成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、 本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある 。	本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討
法定後見制度における成年後見人等の交代に関するルール の在り方	本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、 本人がそのニーズに合った保護を受けることができない 。	本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けることができる仕組みを検討
任意後見制度における適切な時機の監督人選任を確保する方策	本人の判断能力が低下した後も 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず 、任意後見契約の効力が生じない。	任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討
その他のテーマ		
➤ 法定後見制度における類型の見直し ➤ 成年後見人等の報酬の在り方		

背景

- 今後、成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できる制度に見直された場合、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、地域における成年後見制度以外の他の支援による本人に対する支援の可否等について情報提供を行うことができる法定の機関の存在が求められている。
- また、各市町村において「中核機関」の整備が進められているが、「中核機関」には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、個人情報取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上でも課題がある。

社会福祉法における対応方針

- 次のような市町村の役割を、法律上に規定することを検討する。
 - ・ （今後の成年後見制度の見直しの内容次第では、）市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答することとすること。
 - ・ また、地域福祉において成年後見制度の利用を含めた権利擁護の支援が進展するよう、市町村は、以下の㊦㊧に掲げる業務を実施するよう努めることとすること。
 - ㊦ 権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
 - ㊧ 協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う。
 - ・ 家庭裁判所からの意見照会への対応、及び上記㊦㊧の業務を実施する機関として、市町村は「中核機関(仮称)」を設置することができるようにすること（個人情報取扱いのため職員に守秘義務を課す）。（注1・2）
 - （注1）「中核機関(仮称)」を委託して設置することができるほか、広域単位での設置も可能とする。
 - （注2）「中核機関(仮称)」の名称について、引き続き、検討を行う。
- ・ 加えて、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすること（構成員に守秘義務を課す）。

社会保障審議会福祉部会・福祉人材確保専門委員会について
 （令和7年度の議論の状況等）

第120回社会保障審議会介護保険部会
 （令和7年5月19日）資料3より

	福祉部会	福祉人材確保専門委員会
開催目的	・少子高齢化や人口減少が進み、地域社会が変容していく中で、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、身寄りのない高齢者等が抱える課題、総合的な権利擁護支援策の充実等に対応する必要がある。 ・上記を踏まえた関係検討会等における議論を踏まえ、社会福祉を取り巻く制度の在り方や具体的な方策について検討を行う。	・2040年に向け、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、介護人材の確保・定着に向けてより一層取組を強化していく必要がある。 ・これを受け、福祉部会において、関係者による専門的観点から検討を進めるため、福祉人材確保専門委員会を設置する。
主な検討事項	・地域共生社会の実現に向けた方策 ・身寄りのない高齢者等が抱える課題への対応 ・総合的な権利擁護支援策の充実 ・社会福祉法人の連携・協働化等	・介護人材の総合的な確保方策等
構成委員	井口 健一郎 社会福祉法人小田原福祉会理事 石踊 紳一郎 公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長 稲垣 武 全国市長会（刈谷市長） 及川 ゆりこ 公益社団法人日本介護福祉士会会長 小笠原 靖治 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会理事 鍋木 奈津子 上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授 川井 太加子 桃山学院大学社会学部教授 菊池 馨実（部会長） 早稲田大学理事・法文学術院教授 佐保 昌一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長 新保 美香 明治学院大学社会学部教授 鈴木 俊文 静岡県立大学短期大学部社会福祉学科教授 高橋 英治 社会福祉法人日本保育協会保育問題検討委員会委員長 高橋 秀親 全国福祉高等学校長会理事長 谷村 誠 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会副会長 鳥田 浩平 社会福祉法人東京都社会福祉協議会副会長・常務理事 中村 和彦 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長 西島 善久 公益社団法人日本社会福祉士会会長 沼尾 波子 東洋大学国際学部国際地域学科教授 則武 直美 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会副会長 樋口 幸雄 公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長 堀田 聡子 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授 松原 由美 早稲田大学人間科学学術院教授 宮本 太郎 中央大学法学部教授 山本 一太 全国知事会（群馬県知事） 吉田 俊之 埼玉県立大学地域連携センター教授 （全25名、敬称略、五十音順）	石踊 紳一郎 公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長 及川 ゆりこ 公益社団法人日本介護福祉士会会長 小笠原 靖治 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会理事 川井 太加子 桃山学院大学社会学部教授 佐保 昌一 日本労働組合総連合会総合政策推進局長 鈴木 俊文 静岡県立大学短期大学部社会福祉学科教授 高橋 秀親 全国福祉高等学校長会理事長 中村 和彦 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長 西島 善久 公益社団法人日本社会福祉士会会長 堀田 聡子 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授 松原 由美（委員長） 早稲田大学人間科学学術院教授 山田 雅人 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会副会長 山本 一太 全国知事会（群馬県知事） （全13名、敬称略、五十音順）
今後の日程	・4月24日 第27回福祉部会（議論のキックオフ） ・今後、複数回開催し、年内を目途に議論の取りまとめを行う予定。	・5月9日 第1回福祉人材確保専門委員会（議論のキックオフ） ・今後、複数回開催し、秋頃を目途に議論の取りまとめを行い、福祉部会に報告予定。

石踊 紳一郎

公益社団法人全国老人福祉施設協議会副会長

及川 ゆりこ

公益社団法人日本介護福祉士会会長

小笠原 靖治

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会理事

川井 太加子

桃山学院大学社会学部教授

佐保 昌一

日本労働組合総連合会総合政策推進局長

鈴木 俊文

静岡県立大学短期大学部社会福祉学科教授

高橋 秀親

全国福祉高等学校長会理事長

中村 和彦

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟会長

西島 善久

公益社団法人日本社会福祉士会会長

堀田 聡子

慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授

松原 由美（委員長）

早稲田大学人間科学学術院教授

山田 雅人

社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会福祉法人経営者協議会副会長

山本 一太

全国知事会（群馬県知事）

（全13名、敬称略、五十音順）